

南部箕蚊屋広域連合議会定例会条例

平成 11 年 7 月 30 日 条例第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 102 条第 2 項の規定による南部箕蚊屋広域連合の議会の定例会の回数は、年 2 回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年 2 月 24 日条例第 1 号）

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。